

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（財政課）

一 趣旨

建築基準法等の一部改正等に伴い、高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料等の額を定め、及び介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料等の額の改定等するための改正

二 内容

(一) 建築基準法等の一部改正に伴う手数料の新設等

(例) 高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料

十六万円

(二) 手数料の額の改定

(例) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の改定

現行 千八百円

改正後 千四百円

(三) 規定の整備

三 施行期日

令和五年四月一日

ただし、二(一)の一部は公布の日